

令和3年度における地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約の締結について、次のとおり公表します。

契約締結前における公表事項				契約締結後における公表事項		
案件名	概要	契約時期 (予定)	契約の相手方の選定基準 及び決定方法	契約日	契約金額	契約の相手方
リサイクルプラザ清掃業務	リサイクルプラザの清掃業務	令和3年3月	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による障害(がい)福祉サービス事業を行う施設であること。 ・徴取した見積金額が予定価格以下であること。	令和3年3月16日	643,500円	特定非営利活動法人 山陰福祉の会

※ 年度当初から業務等が発生する案件については、契約日が債務負担行為による前年度3月末のものを含みます。

(契約締結前に公表していた案件のうち、「会議録音データ反訳業務」については、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定による随意契約となりました。)